

事業系ごみの分け方・出し方

減量化・資源化マニュアル

《旧津山市内版》



津山市

事業者のみなさんへ

これまでの大量生産、大量消費という社会経済システムにより、私たちの暮らしは便利で豊かになった反面、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題や限りある天然資源の枯渇を引起こしています。また、大量廃棄や廃棄物の多様化に伴う処理の困難化により、特に最終処分場（埋立地）の残容量の逼迫など私たちの日々の生活にも深刻な影響を及ぼしています。

津山市では、平成7年に「ごみ非常事態」を宣言し、最終処分場の残容量があとわずかという状況の中で、事業系不燃ごみの搬入停止や焼却灰の市外持ち出し処分など最終処分場の延命化を図ってきましたが、平成21年3月をもって埋立てを終了することになりました。現在は、平成26年4月稼動を目標に広域市町村による新総合ごみ処理センターの建設計画を進めながら、埋立てごみの市外持ち出し処分を余儀なくされる状況です。

このような状況の中、津山市では平成19年3月に「津山市ごみ減量新行動計画」を策定し、平成23年度における市民一人一日当たりのごみ排出量を825g、総資源化率を25%以上にする 것을目標に、市民・市民団体・事業者・市が協働して更なるごみ減量・リサイクルに取り組んでいます。

このマニュアルは、事業活動に伴うごみと資源物の発生抑制及び処理の方法を中心にまとめています。事業者のみなさまには、適正な事業系一般廃棄物の処理とより一層のごみ減量・リサイクルの取り組みへのガイドブックとしてご活用ください。



目次

循環型社会の実現に向けて	2 ページ
3 R の推進に向けたシステムづくり	3 ページ
古紙の分別排出	4 ページ
環境経営・環境マネジメントの推進	5 ページ
ごみ減量とリサイクルの効果	6 ページ
廃棄物の分類（事業系ごみとは）	7 ページ
廃棄物・リサイクル関連法	8 ページ
産業廃棄物とは	9 ページ
事業者の責務	10 ページ
野外焼却・不法投棄の禁止	10 ページ
事業所から出るごみの処理方法	12 ページ
事業系のごみと資源物の分け方・出し方	13 ページ
家電リサイクル法対象品目	17 ページ
パソコンのリサイクル	17 ページ
津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧	18 ページ

私たちは、これまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の循環利用を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」の実現を図ることが必要です。

そのためには、第1に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第2に使用済み製品・部品の再使用（Reuse：リユース）、第3に使用済み製品等の原材料としての再生利用（Recycle：リサイクル）を推進し、事業者としても適切な役割分担を踏まえた取組みを積極的に行うことが求められています。

Reduce：リデュース ごみを減らそう！

できるだけ、ごみは作らない。無駄なものは買わない、もらわないようにしよう

- 両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化などでコピー用紙の使用量を抑える
- ごみ箱を共有化するなどして簡単にごみを出さないよう工夫し、資源化が可能なものはごみにしない
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しない
- マイコップやマイ箸、マイバッグなどを使用する
- 飲食店では割り箸の使用をやめ、塗り箸などを使用する
- 過剰包装はしない、させない
- 賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する
- 食料品の加工くず、売れ残り品などの生ごみは水切りを十分行う
- 詰替え製品を使用する



Reuse：リユース 繰返し使おう！

まだ使えるものはごみにしないで、別の使い方を考えよう

- ミスコピー紙などの裏面は内部資料やメモ用紙などに再使用する
- 封筒、ファイルなどは繰返し使用する
- 不要な事務用品などは他の部署で再使用する
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど詰替え可能なものは、メーカー回収などで再使用する
- 流通用の梱包材や容器は、繰返し使用できるものを採用する
- リースやレンタル、リサイクル品を活用する

Recycle：リサイクル 再び資源として利用しよう！

ごみとして捨てるときは、大切な資源として生かせるよう正しく分けて出そう

- コピー用紙、新聞、段ボールなど再生可能な紙類は資源化する
- 事務用品などの物品は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ
- コピー用紙、印刷物には再生紙を使用する
- 機密書類やシュレッダー処理したものも資源化する
- 食べ残しや調理くず、売れ残り品などの生ごみは、堆肥や家畜用飼料などに資源化する
- 缶・びん・ペットボトルなどは分別してリサイクルする
- やむを得ず使用している割り箸は、軽く洗って紙の原料としてリサイクルする



3Rの推進に向けたシステムづくり

導入準備 組織作り

- 廃棄物管理責任者の選任
- 各部署からの担当者の選出
- 検討委員会等の設置

ステップ1 現状把握

- ごみの種類や量の把握
- 資源物の処理状況の把握
 - ㊦ 資源物の処理状況は、契約している収集運搬許可業者又は資源回収業者に確認



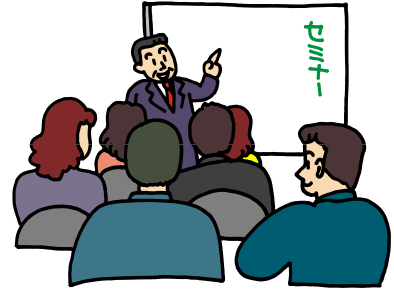
ステップ2 計画策定

- 減量化・資源化の目標を立てる
 - ◆ 発生抑制が可能なものはないか
 - ◆ 資源化が可能なものはないか
 - ㊦ 各職場にあった減量化・資源化の方法を考える
 - ㊦ 収集運搬業者又は資源回収業者とよく相談し、できるだけ資源化の方法を考える



ステップ3 実行

- 従業員などへの周知
 - ◆ 分別の種類や方法の周知徹底
 - ◆ 各従業員の役割分担の周知徹底
 - ⑥ 収集運搬許可業者又は資源回収業者と分別区分
(方法)、集積場所、収集回数、料金等をよく相談し、
ごみの減量化・資源化の協力を得ること



ステップ4 点検・見直し

- ごみの種類・量を継続的に把握
- ごみの減量効果・取組状況を点検し、問題点を抽出し改善を行う



古紙の分別排出

ステップ1 古紙発生量の把握

- 事業所内で発生する古紙の種類及び量を調べます
- その発生した古紙がどのように処理されているか、実態を把握しましょう

ステップ2 古紙回収業者との相談

- どんな古紙をどんな品種区分で分別収集するか、古紙回収業者や収集運搬業許可業者の方と具体的な相談をしましょう
- 最初は、分別の種類を多くしすぎないようにしましょう
 - ◆ 例：4 分別

- 上質紙（OA用紙・コピー用紙など） ●段ボール
- 新聞・チラシ ●雑誌・雑がみなど

ステップ3 古紙回収方法の検討

- 事業所でどのような回収システムをとるか整理しましょう
- 回収ボックスに従業員各自が分別し、まとめた後、決められた回収日に回収業者などへ引渡すというのが一般的です
- まず、手元で分別。簡易な分別ボックスを用意し、その容器に分別方法を表示します
- 段ボールなどを使ってオリジナルの分別ボックスを作るのも一案です
- 分別するとごみは減ります。ごみ箱を減らす工夫をしましょう
- メモ用紙など雑がみも封筒などの袋にまとめて分別しましょう

ステップ4 古紙回収の実施

- 古紙の種類により製紙原料としての用途が異なりますので、分別をきちんとしておくことが大切です
- 分別の徹底が良質の再生紙を作ります
 - ◆ 製紙原料として利用できない異物は必ず取り除くことが重要です。詳しくは、回収業者などに確認してください。

㊦ 機密文書は？

機密書類もリサイクルが可能です。シュレッダーをかけてもリサイクルは可能ですし、また機密書類専門の古紙リサイクル業者も増えています。機密保持の必要性に応じた方法を選択し、リサイクルしてください。

方法などについては、回収業者や収集運搬業許可業者とよく相談してください。

㊦ 大量の紙ごみは出ないのですが・・・

複数の会社や商店街全体として共同で回収してもらう方法もありますので、回収業者や収集運搬業許可業者とよく相談してください。

環境経営・環境マネジメントの推進

- ISOやエコアクション21などの認証取得
- エコプロダクツ等環境配慮型製品の開発
- グリーン調達・グリーン購入
- 環境報告書の作成や環境コミュニケーション
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進



ご協力を!

製造業のみなさんへ

- ごみになりにくい製品づくりを
 - ◆ リサイクルしやすい製品やごみになりにくい製品を開発する
 - ◆ 再生原材料を使用する
 - ◆ エコマーク製品、グリーンマーク商品として認定される製品を開発する
 - ◆ 繰り返し使える容器や詰替え商品を開発する
 - ◆ 捨てるとき分別排出しやすいように材質を表示する
 - ◆ リサイクルしやすい単一の原料を使用した製品を開発する

ご協力を!

流通業のみなさんへ

- ごみを増やさない販売活動を
 - ◆ 過剰な包装をせず、ごみを増やさない販売を行う
 - ◆ 梱包・運搬材は簡素化し、再生材を使用する
 - ◆ マイバッグ持参を奨励する
 - ◆ 店頭で資源回収を行う
 - ◆ 再生原料で作った商品や環境にやさしい商品の販売に努める



ごみの減量とリサイクルの効果



会社やお店のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、環境への配慮は消費者が企業や製品を選ぶうえでの大きなポイントになっています。過剰包装の自粛や買い物袋持参の奨励、再生紙の利用促進、地域のごみ減量やリサイクル活動に積極的に協力しその成果をPRすることなどは、会社やお店のイメージアップにつながります。



コストの削減

ごみを減量することで、ごみ処理費用を削減することができます。また、ごみとして排出しているものを資源物として売却することで、収益の拡大を図ることができます。



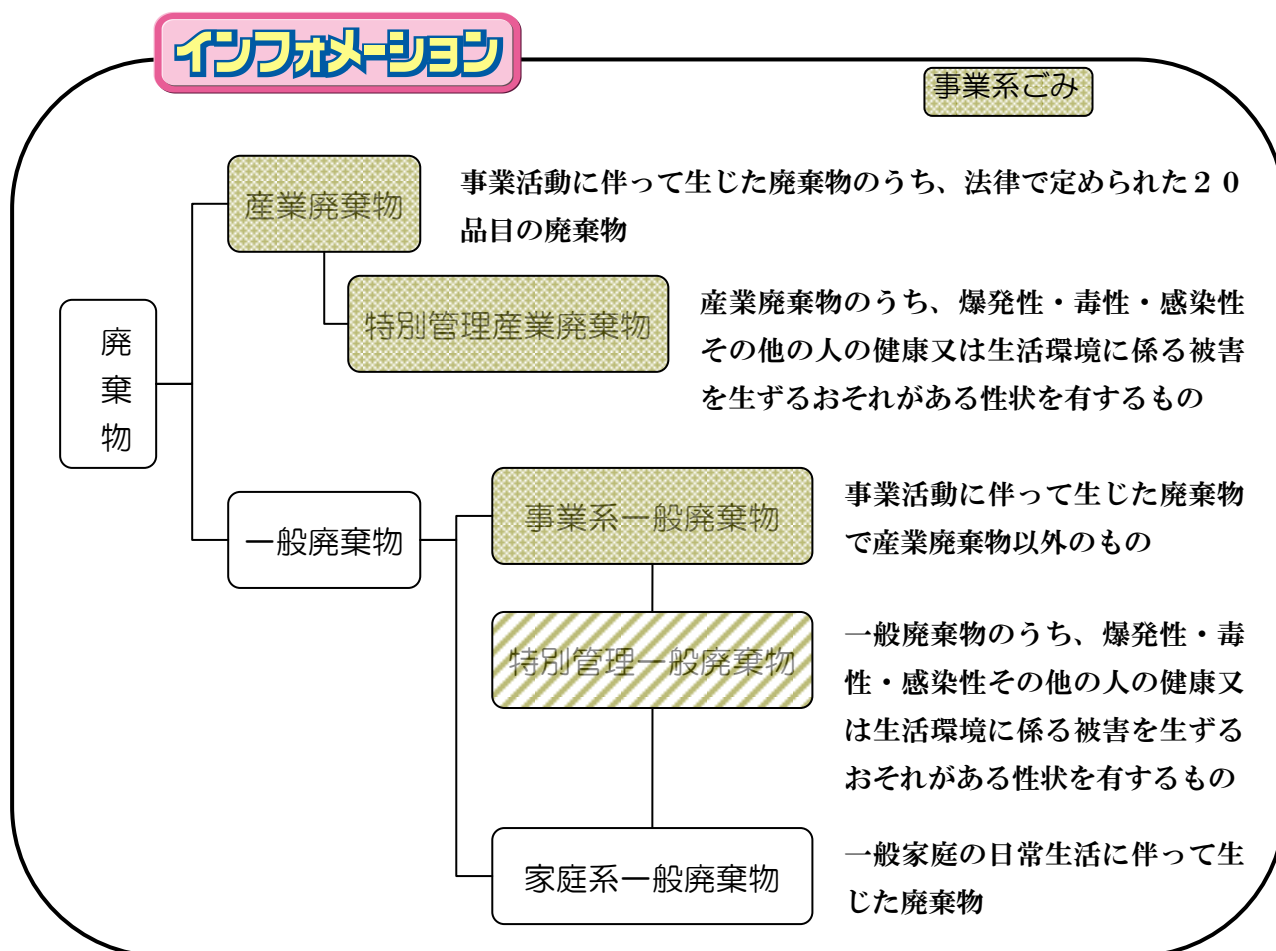
社員の意識改革

ごみを出さない職場づくりや製品開発を目指すことで、製品の減量化、工程や機構の合理化、職場の効率化等につながり、社員一人ひとりの意識啓発が図られます。

廃棄物の分類

廃棄物の定義については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第2条に規定されています。廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ・燃え殻・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体その他の汚物又は不要物（占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物）であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。

また、家庭生活から生じた廃棄物を家庭系ごみといい、会社・店舗・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく病院・学校・官公署などの公共サービスを含め、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系ごみといいます。事業系ごみは、産業廃棄物とそれ以外の事業系一般廃棄物に大別されます。



廃棄物・リサイクル関連法

環境基本法

環境の保全について基本理念を規定

循環型社会形成推進基本法

- ・循環型社会の形成に関する基本原則を規定

資源有効利用促進法

法律名：資源の有効な利用の促進に関する法律

- ・事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や、回収した製品からの部品等の再使用対策などを規定

廃棄物処理法

法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・廃棄物処理に関する事項を規定
- ・廃棄物の不適正処理対策（マニフェストシステム）
- ・公共関与による安全・適正な施設整備の推進

容器包装リサイクル法

法律名：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

- ・容器包装の分別収集及び再商品化を促進するための措置を規定

家電リサイクル法

法律名：特定家庭用機器再商品化法

- ・家庭用テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの再商品化を促進するための措置を規定
- ・収集料金、リサイクル費用は消費者負担

建設リサイクル法

法律名：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・建設資材廃棄物の分別解体と再資源化等の義務化（コンクリート、アスファルトコンクリート、木材、鉄筋コンクリート）
- ・解体の事前届出、解体工事業の登録等

食品リサイクル法

法律名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

- ・食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用の促進
- ・一定量以上の排出事業所のリサイクル義務化

自動車リサイクル法

法律名：使用済み自動車の再資源化等に関する法律

- ・使用済み自動車に係る廃棄物の減量化と再資源化等の促進
- ・製造業者等によるエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊を義務化

家畜排せつ物法

法律名：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

- ・家畜糞尿の再生利用の促進

グリーン購入法

法律名：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

- ・国等による環境物品等の調達の推進（環境物品等の調達の基本方針、調達方針、調達実績の公表等）

産業廃棄物とは？

	種 類	対 象	具 体 例
①	燃え殻	全業種	電気事業等の事業活動に伴って生ずる石炭がらなど 熱エネルギー源を物の燃焼に依存している場合の焼却残灰
②	汚泥	全業種	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの 各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
③	廃油	全業種	鉱物性油及び動植物性油脂に係る廃油
④	廃酸	全業種	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類などの酸性廃液
⑤	廃アルカリ	全業種	廃ソーダー液、金属石けん液などのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	全業種	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	紙くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） 出版業（印刷出版を行うもの） 製本業、印刷物加工業 〔全業種〕PCBが塗布され、又は染み込んだもの
⑧	木くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む） パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 〔全業種〕貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） 〔全業種〕PCBが塗布され、又は染み込んだもの
⑨	繊維くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） 〔全業種〕PCBが塗布され、又は染み込んだもの
⑩	動植物性残さ	特定業種	魚及び獣のあら、醃酵かすなど、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
⑪	動物系固形不要物	特定業種	と畜場においてとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑫	ゴムくず	全業種	天然ゴムくず
⑬	金属くず	全業種	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
⑭	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	全業種	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
⑮	鉱さい	全業種	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、粉炭かすなど
⑯	がれき類	特定行為	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルト、レンガの破片、瓦くず、コンクリート等の混合物で分離できないものなど
⑰	動物のふん尿	特定業種	畜産農業から生ずる牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などのふん尿
⑱	動物の死体	特定業種	畜産農業から生ずる牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などの死体
⑲	ばいじん	特定施設	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設から発生するもので、集じん施設で集められたもの
⑳	その他		汚泥のコンクリート固型化、焼却灰の熔融固化など①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもの 輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）

事業者の責務

廃棄物の自己処理責任など、事業者の責務については、廃棄物処理法第3条で明確に定められています。また、津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条では次のとおり定められています。

- (1) 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用、過剰包装の回避等により、廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- (3) 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

野外焼却・不法投棄の禁止

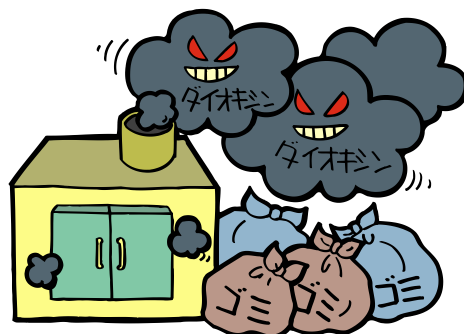


野外焼却の禁止

廃棄物処理法第16条の2において、何人も、一部の例外を除く廃棄物の野外焼却が禁止されています。なお、例外は次のとおりです。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

- ④ 例外として認められるこれらの焼却であっても、住宅密集地、農地、山林など地域の状況によって、周囲の環境保全上問題となる場合は、指導及び処分の対象となります。





不法投棄の禁止

廃棄物の不法投棄や不適正処理は法律により罰せられます。なお、排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあります。



不法処分等に対する罰則

〔個人の場合〕

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科

〔法人などの場合〕

⊕ 行為者：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科

⊕ 法人：3億円以下の罰金

✕ 不法投棄又は不法焼却の未遂やそれらを目的に廃棄物を収集運搬した者も罰せられます

インフォメーション

不法投棄発見通報先

不法投棄110番 ☎0800-200-2438（岡山県生活環境部循環型社会推進課内）

または ☎0868-23-1243（岡山県美作県民局環境課）

事業所から出るごみの処理方法

1 産業廃棄物の処理

事業者が産業廃棄物を処理する方法は次のとおりです。

- (1) 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理する。(自家処理)
 - (2) 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその産業廃棄物を処理施設に搬入する。
 - (3) 産業廃棄物処理業の許可業者に、その産業廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。
- ② (3)の場合、処理を委託する際には、書面による処理委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。
- ② 産業廃棄物の処理及び許可業者等については、岡山県美作県民局地域政策部環境課（0868-23-1243）にお問い合わせください。

2 事業系一般廃棄物の処理

事業者が一般廃棄物を処理する方法は次のとおりです。

- (1) 一般廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理する。(自家処理)
 - (2) 一般廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその一般廃棄物を処理施設に搬入する。
 - (3) 一般廃棄物処理業の許可業者に、その一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。
- ② 処理施設に直接搬入する場合、その一般廃棄物が発生した地域ごとに受入れできる処理施設が異なります。旧津山市内から発生した可燃ごみは、津山市廃棄物焼却場（津山市小桁地内）以外の施設には搬入できません。
- ② 収集運搬を委託する場合もその一般廃棄物が発生する地域ごとに委託できる許可業者が異なります。旧津山市内からの一般廃棄物は巻末の「一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧」に掲げる許可業者に収集運搬を委託してください。

事業系のごみと資源物の分け方・出し方

ご注意

- * 事業系ごみは、津山市では収集しません。
- * 店舗兼用住宅などで、店舗部分から排出されるごみは事業系ごみとなりますので、少量であっても家庭ごみの集積場所に出すことはできません。
- * 資源物であっても町内会等が行っている資源集団回収に提供することはできません。
- * 繊維くず、たたみくずなどの可燃ごみ以外の産業廃棄物は、市では処理できません。
- * 廃棄物の処理を委託する場合、事業系一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業許可業者に、産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に委託しなければなりません。
- * 資源物は、資源再生業者又は収集運搬業者に相談し、リサイクルしてください。

燃やすすかないごみ	
一般廃棄物 産業廃棄物 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ	生ごみ 汚れた紙、リサイクルできない紙 リサイクルできない布、繊維類 木くず（建設業に係るものは除く） その他 ◆ 一般廃棄物収集運搬業許可業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理等を委託するか、自ら津山市廃棄物焼却場（津山市小桁地内）に搬入してください ◆ 紙おむつなどは汚物を取除いてください ◆ 木くずは処理施設の能力の関係から、長さ50cm以下、太さ10cm以下に裁断してください ◆ 生ごみは水分をよく切って出してください ◆ 食品の卸・小売業者や飲食店、ホテルなどの食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき食品廃棄物の発生抑制、減量に努めるほか、再生利用に努めてください ※ 食料品製造業（豆腐、飲料など）などから排出される厨芥類は、産業廃棄物です ※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って建設業から排出される紙くずや木くずは産業廃棄物であり、市では処理しません ※ 運搬用パレットや木材・木製品製造業、物品賃貸業などから排出される木くずは産業廃棄物であり、市では処理しません ※ PCBが塗布され、又は染み込んだものは産業廃棄物であり、市では処理しません
処理手数料	一般廃棄物：10kgにつき 90円 産業廃棄物：10kgにつき110円 （どちらも消費税別途、10kg未満の場合は10kgとみなします）

植木剪定材など

一般廃棄物



剪定した植木の枝や葉、草、落ち葉など

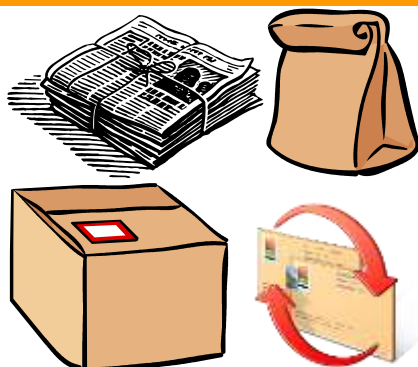
- ◆ 造園業者などに植木の剪定を依頼した場合は、造園業者などに引取りを依頼してください
- ◆ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理等を委託するか、自ら津山市廃棄物焼却場（津山市小桁地内）に搬入してください
- ◆ 草などは土を落とし、できるだけ乾燥させてください
- ◆ 木くずは長さ50cm以下、太さ10cm以下に裁断してください

処理手数料

10kgにつき90円（消費税別途、10kg未満の場合は10kgとみなします）

リサイクル可能な紙類

一般廃棄物



段ボール、包装紙、ボール紙、紙パック、オフィスペーパー、新聞、雑誌など

- ◆ 古紙再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理等を委託するか、自ら古紙再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください
- ◆ 紙質などにより、有償で売却できる場合があります
- ◆ シュレッダー紙や機密文書もリサイクルできますので、古紙再生業者にご相談ください
- ◆ リサイクル可能な紙類を津山市廃棄物焼却場に持たないようご協力をお願いします

※ 紙・紙加工品製造業、印刷物加工業などから排出される紙類は、産業廃棄物です

リサイクル可能な衣類・布類

一般廃棄物

産業廃棄物

廃プラスチック類など



衣類・布類

不要になった作業服、制服、デコレーションに使用した布、ハギレなど

- ◆ 天然繊維は一般廃棄物、合成繊維は産業廃棄物です
- ◆ 洗濯し、古布再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物処理業許可業者に処理等を委託するか、自ら古布再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください
- ◆ リサイクル可能な布類を津山市廃棄物焼却場に持たないようご協力をお願いします

※ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）や建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）から排出される繊維くずは、産業廃棄物です

燃やせないごみ

産業廃棄物

金属
ガラス・陶磁器くず など



金属類

鍋、フライパン、やかんなど

陶磁器・ガラス

コップ、皿、茶碗など

小型電気製品

掃除機、電話機など

- ◆ 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください
- ◆ 金物（古銅などを含む）については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。また、材質によっては有償で売却できる場合があります
- ◆ 津山市資源化センター・最終処分場（津山市横山地区）には持込みできません

危険・有害ごみ

産業廃棄物

金属
ガラス・陶磁器くず など



蛍光管

乾電池

体温計

スプレー缶

刃物類

- ◆ 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください
- ◆ 小型二次電池（充電式電池）については、製造事業者等による回収・再資源化が行われていますので、製造メーカーや販売店などに問い合わせください
- ◆ 津山市資源化センター・最終処分場（津山市横山地区）には持込みできません

廃プラスチック類

産業廃棄物

廃プラスチック類



プラスチック製品

ビニール袋、弁当の容器、ビデオテープなど

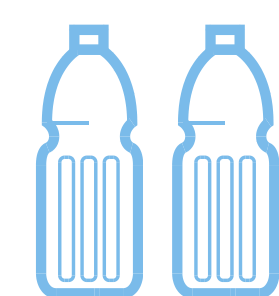
合成ゴム製品

- ◆ 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください
- ◆ 津山市廃棄物焼却場（津山市小桁地区）及び津山市資源化センター・最終処分場（津山市横山地区）には持込みできません

ペットボトル

産業廃棄物

廃プラスチック類



ペットボトル

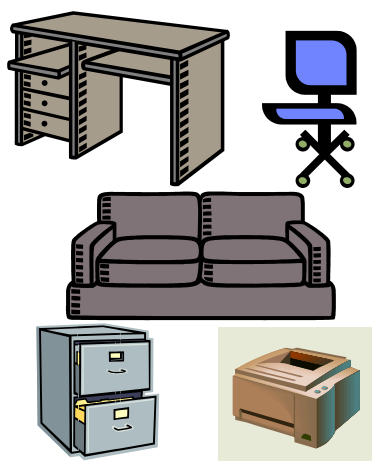
飲料用、酒類、しょうゆ、みりんなどが入っていたボトル状の容器

- ◆ 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください
- ◆ 自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください
- ◆ 材質などにより有償で売却できる場合があります
- ◆ 津山市資源化センターに持込む場合は、中を軽くすすぎキャップとラベルを取ってください。なお、持込みは火・木曜日に限り、下記の処理手数料が必要です

処理手数料

10kgにつき90円（消費税別途、10kg未満の場合は10kgとみなします）

飲食用缶・ビン	
産業廃棄物 金属 ガラス・陶磁器くず	 飲食用缶 アルミやスチール製の飲食用空き缶 飲食用ビン 飲食用の空きビン（リターナブルビン）、飲み薬のビンなど ◆ 再生業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ◆ 自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください ◆ 材質などにより有償で売却できる場合があります ◆ 津山市資源化センター（津山市横山地内）に持込む場合は、中を軽くすすぎキャップなどを取ってください。なお、持込みは火・木曜日に限り、下記の処理手数料が必要です
処理手数料	10kg につき 90 円（消費税別途、10kg 未満の場合は 10kg とみなします）

粗大ごみ	
一般廃棄物 産業廃棄物 金属くず 廃プラスチック類	 大型の電化製品 机、いす、ソファ、ロッカーなど （一斗缶以上の大きさで重量 80kg 程度までのもの） ◆ 金属製のものは、再生業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理等を委託するか、自ら再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください ◆ 材質などにより有償で売却できる場合があります ◆ その他のものは、材質により一般廃棄物収集運搬業許可業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理等を委託するか、自ら津山市粗大ごみ処理施設（津山市小桁地内）に搬入してください ※ テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫（以上、家電リサイクル法対象品目。業務用を除き、家庭用を業務用として使用していたものを含みます。）、パソコン、耐火金庫、農機具、便器、消火器、ガスボンベ、ピアノ、シャッター、自動車、車の部品、タイヤなど、市では処理できないものがありますので、事前に問い合わせください
処理手数料	品目ごと大きさにより 1,000～4,000 円（消費税別途）

ごみの 分別
にご協力ください

家電リサイクル法対象品目

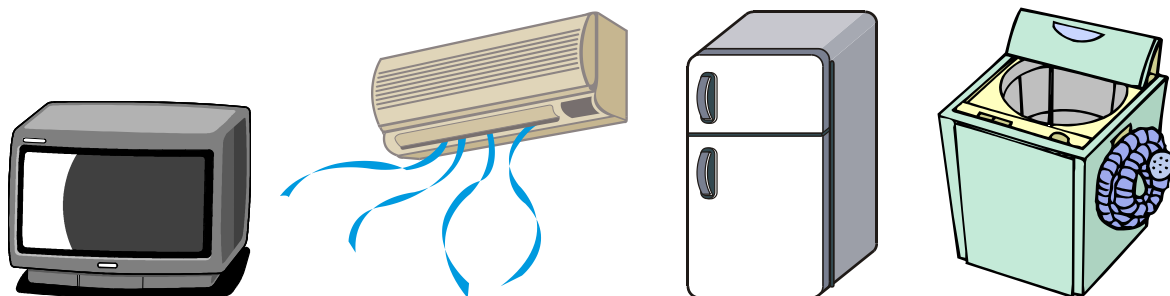
事業所で使用していた場合でも、家庭向きに製造されたテレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は家電リサイクル法の対象になり、処分するときはリサイクル料金が必要になります。

購入店や買換え店に引取りを依頼する、または産業廃棄物の収集運搬業許可業者に委託するか自ら運搬し、指定引取場所に持込んでください。

リサイクル料金など、詳しくは財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp> で確認できます。

〔市内指定引取場所〕

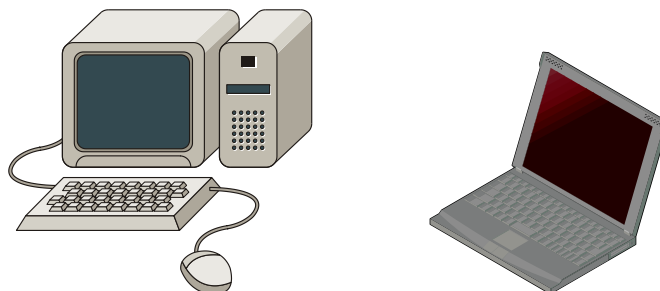
日本通運(株)岡山支店津山営業所 津山市昭和町2丁目99-3 TEL23-0202



パソコンのリサイクル

資源有効利用促進法により、家庭や事業所から廃棄されるパソコンはリサイクルすることになっています。

回収方法や料金は各メーカーで定められていますので、詳しくは各メーカーに問合わせください。



津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

事業者名	住 所	電話番号
(有)鶴山衛生センター	津山市小原 52-1	2 2 - 2 3 0 0
(有)クリーン衛生処理センター	津山市横山 409-7 IO TUYAMA 409 号	2 3 - 5 5 6 1
(株)ハヤシ産業	津山市小田中 1446-14	2 2 - 4 5 5 6
(有)中央廃棄物処理センター	津山市八出 602-3	2 4 - 5 3 5 5
(株)岡北建設	津山市高野本郷 2095	2 6 - 1 3 8 0
(有)県北衛生センター	津山市横山 1247-5	2 2 - 7 8 5 1
(株)廃棄物センター	津山市二宮 870	2 8 - 2 0 5 1
(有)津山清美社	津山市高野本郷 1683-1	2 6 - 4 6 6 1
永野産業	津山市川崎 1370-2	2 6 - 1 5 2 4
松本研正	津山市八出 587	2 2 - 7 3 6 7



発行：平成20年10月

平成21年4月 第1改定

津山市環境福祉部環境事業所環境業務課

〒708-0863 岡山県津山市小桁 401 番地 15

TEL.(0868)22-8255 FAX.(0868)23-7055